

八戸市規則第52号

八戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

八戸市建築基準法施行細則（平成13年八戸市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第12条中第6項を第8項とし、第2項から第5項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号。次項において「告示」という。）第2の規定により規則で付加する法第12条第1項の規定による調査の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表のとおりとする。

調査項目	調査方法	判定基準	
常時閉鎖又は作動した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下「常閉防火扉」という。）	常閉防火扉の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
	常閉防火扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	常閉防火扉の本体、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能（政令第112条第19項第2号に規定する特定防火設備又は防火設備に限る。）に支障があること。
	常閉防火扉の固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。

換気設備（第11条第2号に掲げるものを除く。）	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと。
	換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
可動式防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。
排煙設備（第11条第3号に掲げるものを除く。以下同じ。）	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
非常用エレベーター	昇降路又は乗降ロビ－の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。

非常用の照明装置 (第11条第4号に掲げるものを除く。)	非常用の照明装置の 作動の状況	各階の主要な非常用の 照明装置の作動を 確認する。ただし、 3年以内に実施した 点検の記録がある場 合にあつては、当該 記録により確認す ることです。	非常用の照明装置が 作動しないこと。
	照明の妨げとなる物 品の放置の状況	目視等により確認す る。	照明の妨げとなる物 品が放置されている こと。

- 3 告示第2の規定により規則で指定する建築物は、法第12条第1項の規定による調査を要する建築物とする。

#### 附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。